主 文 本件控評を棄却する。 理 由

弁護人河西善太郎の控訴趣意は別紙記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

同第二点について。

論旨は原判決の認定は事実誤認であると主張する。しかし原判決の掲げる各証拠に徴すれば被告人が原判決認定の如く三回に亘りA及びBから銅線合計約四貫八百匁を賍品であることの情を察知し乍ら買受けた事実を充分肯認することができ、原審の取調べた各証拠を検討し論旨の援用する事実を考慮に容れても原判決の認定が誤であるとは認められない。従て論旨は理由がない。

仍て本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条により主文の通り判決 する。

(裁判長判事 坂木徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)